

全建事発第 030 号

令和 6 年 6 月 25 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 今井 雅則  
〔公 印 省 略〕

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律の公布・施行  
及び建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を  
改正する法律の公布について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、インフラ整備や地域づくりを支える建設業等がその役割を果たし続けられるよう、担い手の確保、地域建設業等の維持、生産性向上、発注体制の強化に係る規定を整備するため、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 54 号。以下「改正品確法」という。）により、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）等の一部改正が行われました。

また、処遇改善、働き方改革、生産性向上などに総合的に取り組むべく、下記のとおり、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）により、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等の一部が改正されました。改正法は、令和 6 年 6 月 7 日に成立し、同月 14 日に公布されており、原則として公布の日から起算して 1 年 6 か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

このことを受け、別紙の内容についてご了知いただくとともに、適切な対応を図るよう、国土交通省より通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

別紙 国土交通省通知文及び資料 1～5

(担当) 事業部 三浦
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp